

時間外投げ込み

青 畜 号 外
令和 4 年 1 2 月 9 日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る搬出制限区域の解除等について

このことについて、下記のとおり清浄性確認検査の結果が判明し、搬出制限区域（発生農場から半径 3 ～ 1 0 キロメートル圏内）を解除及び関連する消毒ポイントの運営を終了したのでお知らせします。

記

1 清浄性確認検査の概要

- 対象農場：移動制限区域内で 100 羽以上の家きんを飼養する 4 農場
- 検 体 数：2 8 5 羽
- 採取時期：1 2 月 5 日（月）
- 検査内容：血清抗体検査、ウイルス分離検査

2 検査結果

- 血清抗体検査 全て陰性（判明：1 2 月 5 日 2 4 時 0 0 分）
- ウイルス分離検査 全て陰性（判明：1 2 月 9 日 1 7 時 0 0 分）

3 検査実施機関

東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所

4 搬出制限区域の解除

解除時刻：令和 4 年 1 2 月 9 日（金）1 8 時

5 消毒ポイントの運営終了

搬出制限区域に関連する消毒ポイント 1 か所について令和 4 年 1 2 月 9 日（金）1 8 時で運営を終了

報道機関用提供資料		
担当課 担当者	農林水産部畜産課衛生・安全グループ 副参事 田中 慎一	
電話番号	直通	0 1 7 - 7 3 4 - 9 4 9 8
	内線	4 8 1 8
報道監	農林水産部 次長 蛭名 芳徳（内線：4 9 6 6）	

横浜町において確認された高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査について

1 経過

- (1) 11月20日(日)に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、12月5日(月)に移動制限区域内の4農場から検体を採取し、清浄性確認検査を実施した。
- (2) 血清抗体検査の結果が全て陰性であったことに続き、ウイルス分離検査の結果も全て陰性であることが判明した。

2 清浄性確認検査の概要

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)に基づく検査。

- (1) 検査時期：発生農場の防疫措置の完了(11月24日)から10日が経過した後
- (2) 検査対象：移動制限区域内で100羽以上飼養する農場(4農場)
- (3) 採取検体：気管スワブ、クロアカスワブ、血液

※スワブは綿棒による拭い液、クロアカは家きんの総排泄口

鳥インフルエンザウイルスの増殖が特に多い部位(気管、クロアカ)を採材

- (4) 検体数：対象4農場の各鶏舎5羽 計285羽
- (5) 検査内容：血清抗体検査、ウイルス分離検査

3 検査結果

- (1) 血清抗体検査 全て陰性(判明：12月5日 24時00分)
- (2) ウイルス分離検査 全て陰性(判明：12月9日 17時00分)

4 搬出制限区域の解除

- (1) 解除時刻：令和4年12月9日(金)18時
- (2) 制限解除の内容：搬出制限区域内4農場について、家きん、家きん卵、家きんの死体等の搬出制限を解除

5 消毒ポイントの運営

搬出制限の解除に伴い、本県で設置している消毒ポイント3か所のうち、搬出制限区域辺縁付近(半径10キロメートル)に設置している1か所について、令和4年12月9日(金)18時で運営を終了

残る2か所については、移動制限解除(令和4年12月16日(金)午前0時)まで運営を継続する予定

消毒ポイントリスト

移動制限区域

設置県	No.	施設等名称	住所	対象車両	備考
青森県	②	南地区交流センター	青森県横浜町吹越82-1	畜産関係車両	R4.12.16 0時 [終了予定]
青森県	③	七戸畜協雲雀平牧場入口	青森県野辺地町字向田		R4.12.16 0時 [終了予定]

搬出制限区域

設置県	No.	施設等名称	住所	対象車両	備考
青森県	①	横浜町除雪ステーション	青森県横浜町字林ノ後	畜産関係車両	R4.12.9 18時 [終了]

